

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
				担当職員 藤村
日 時	平成24年3月15日(木)		開 議 午後 1 時 00分	
			閉 議 午後 3 時 00分	
出席委員		堤 ○齊藤 並河 中村 田中 西村 日高 木曾 石野		
執行機関出席者		久世生涯学習部長、山田市民協働課長、中川市民協働課参事、西崎総務部長、西田総務課長、桂自治防災課長、柏尾自治防災課副課長、八木税務課長、辻田教育部長、福井教育総務課長、人見図書館長		
傍聴	同・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

1 堤委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

<生涯学習部>

生涯学習部長 あいさつ

(1) 第 4 9 号議案 亀岡市交流会館条例の一部改正

市民協働課長 説明

<質疑>

<田中委員>

休館日に土曜日が増えられたが直近の利用状況から見て支障はないか。開館時間が5時までとなることについても答えられたい。

<市民協働課長>

H22の状況は、土曜日61件のうち毎週使用されている同じ団体が48件。この団体については了解いただいている。夜間17時から22時までの使用は6件。H23は土曜日63件、夜間9件。使用料はH23で土曜日80,460円、うち夜間9,700円。H22は土曜日76,350円、夜間12,970円。3ヶ月前から予約可能だが現在6月末までの予約は0件、土曜日は1件。

<堤委員長>

細かい数字は資料提出すべきである。

<市民協働課長>

資料提出する。

<市民協働課参事>

補足説明として、交流会館の指定管理者は(財)交流活動センターがH21～24まで選定されていたが、3月31日で解散になるので3月31日付けで指定管理を取り消す。同日付けで告示する。

<西村委員>

それならば市職員が交流会館に行くのか。人員配置、費用はどうか。

< 市民協働課長 >

現在、生涯学習かめおか財団から 2 名派遣、嘱託職員 1 名、アルバイト職員 1 名で交流会館の管理と国際交流事業を行っている。管理だけなら概ね 2 名で、財団職員 1 名と嘱託 1 名があたっている。4 月からは地球環境子ども村課が市民協働課の 1 係になる。嘱託職員 1 名で管理にあたる予定。地球環境子ども村の職員が配置されるが、そんな中で今まで通り 2 名で管理していく。指定管理が直営になることにより、経費は約 1,200 万円から約 800 万円になる。

< 田中委員 >

料金体系が変わるが、半日ずつの利用はないのか。利用の関係はどうか。

< 市民協働課長 >

概ね 1 日の使用が多く、午前午後をまたぐケースが多い。

< 並河委員 >

年間の利用件数、使用料は。

< 市民協働課長 >

H22 は年間 578 件、291,680 円。H23 は 550 件、312,820 円。

~ 13 : 18

13 : 20 ~

< 総務部 >

総務部長 あいさつ

(1) 第 8 号議案 平成 24 年度亀岡市曾我部山林事業特別会計予算

自治防災課副課長説明

< 質疑 > なし

(2) 第 12 号議案 ~ 第 41 号議案

平成 24 年度亀岡財産区特別会計他 29 財産区特別会計予算

自治防災課副課長説明

< 質疑 >

< 堤委員長 >

財産収入について、神前財産区は運用収入が大きい。国際球技場、野鳥の森分がすべてか。

< 自治防災課副課長 >

国際球技場、野鳥の森が主。421 万 8,660 円。

< 堤委員長 >

土地の評価が下がっているが、適切な金額になっているのか。

< 自治防災課副課長 >

常に単価の協議はされている。当初、330 円/㎡であったが 2 回程度見直しがあり H22 からは 168 円/坪になっている。

(3) 第 4 2 号議案 亀岡市犯罪被害者支援条例の制定について

自治防災課長 説明

< 質疑 > なし

(4) 第 4 8 号議案 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定

< 西村委員 >

初めて聞く条例だが、どういう取扱いになるのか。

< 総務課長 >

国の法律ができたことに伴い条例改正が必要になり 3 条例を一括した整備条例という形で提案したもの。

< 西村委員 >

また国の法律ができて関連する条例改正があれば同じように条例ができるのか。

< 総務課長 >

まとめて改正する場合はありうる。

(5) 第 5 0 号議案 亀岡市税条例の一部改正について

税務課長 説明

< 質疑 >

< 木曾委員 >

10 年間 500 円引き上げることによりいくらの増収見込みか。 個人市民税 10% 控除廃止は何年か。それによる財源確保は。 たばこ税の税率調整とは。

< 税務課長 >

均等割の納税義務者 42,000 人 × 500 円 × 10 年 = 2 億 1 千万円。 年間 4 千万円見込んでいる。その市民税分は 3/5 の 10% で 240 万円ぐらい。 府たばこ税は 1 本当たり 1.5 円余り。市たばこ税は 4.6 円。住民税の減収があるため都道府県と市町村の調整があり 0.644 円分を市町村に上乗せすることになった。影響額は 3 級品以外が 6,300 万円余り。3 級品で 105 万円余り。計 6,400 万円余りが増収見込み。

< 西村委員 >

防災のための施策の財源確保に必要なためとなっているが、防災のための財源としての担保は。 必要な経過措置とは。

< 税務課長 >

防災に必要な経費として学校の耐震化等幅広く使えるよう今後検討が深められる。 平成 25 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税についてはなお従前の例による。

< 西村委員 >

防災に関係ない用途に使うことはないか。

<総務部長>

震災に関しての特例法なので防災にということだが一般財源。充実する防災対策に充当される。懸念するのは、国は財源措置したことになるが基準財政収入額が増える
と交付税が減ることになるので国の動きを注視したい。国は浮かせた財源を特に東北
地方の復興に生かすという考え方にはなるかと思う。

<西村委員>

あくまでも上積み分なのでそのつもりで措置願う。

<木曾委員>

市の財源は増えるが交付税が減らされるのならば結果的には亀岡市分が東北の復興
に行くことになるがそれは決定か。

<総務部長>

はっきりした説明は受けていないがそうなるのかなという感想である。

～ 1 3 : 5 6

1 3 : 5 9 ~

<教育委員会>

(1) 第 4 3 号議案 亀岡市図書館条例の一部改正について

図書館長 説明

<質疑>

<木曾委員>

図書館協議会委員の任命は今まではどうであったのか。対比の説明を。

<図書館長>

国の図書館法に基づき図書館を設置し、委員も図書館法に基づき任命の規定がされ
ていた。市の図書館条例にはなかった。一括分権法により法から削除され、地方公共
団体が任命基準を定めることになった。基準の内容に変更はないが国の基準ではなく
市の基準として定めるもの。

<木曾委員>

国の法律による基準と同じなら権限移譲された意味がない。

<教育部長>

ご指摘のとおり。省令を参酌しながら定めるようになっている。今回は法の基準と
同じだが今後は弾力性を持たせることは可能。しかし、今の委員は国の法に基づいて
任命しているのでそのままの基準としている。

<田中委員>

委員の定数、協議会の役割は。

<図書館長>

委員は10人以内と規定。昭和55年から協議会設置。役割は、図書館の運営、事
業内容に意見を述べることでできるとなっている。現在は16期目の委員。10期目
からは5人を任命。年2回開催し、事業計画、利用状況等説明し意見を求めている。
具体的には、小学校の図書館教育部会長、放課後児童会指導員をされている女性人材
登録者、児童作家、京都学園大学事務局長、図書館ボランティア協議会代表に就任い

ただいている。

～ 14 : 07

(休 憩)

4 討論～採決

< 討論 >

< 田中委員 >

第50議案について、復興のためという名称だがその財源が交付税から引かれれば負担増だけが残る。被災者にも同様の改正がなされるので負担増になり反対。

< 採決 >

(1) 第8議案 平成24年度亀岡市曽我部山林事業特別会計予算

挙手 全員 可決

(2) 第12号議案～第41号議案 平成24年度亀岡地区他29財産区特別会計補正予算

挙手 全員 可決

(3) 第42号議案 亀岡市犯罪被害者等支援条例の制定

挙手 全員 可決

(4) 第43号議案 亀岡市立図書館条例の一部改正

挙手 全員 可決

(5) 第48号議案 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定

挙手 全員 可決

(6) 第49号議案 亀岡市交流会館条例の一部改正

挙手 全員 可決

(7) 第50号議案 亀岡市税条例の一部改正

挙手 多数 可決

< 指摘要望事項 >

< 堤委員長 >

指摘要望事項があれば意見を。

< 木曾委員 >

第50号議案について、条例改正の趣旨に沿うよう税の取り扱いは慎重にされたい。

< 中村委員 >

木曾委員の意見をぜひ指摘要望として盛り込まれたい。

< 堤委員長 >

委員長報告に盛り込むこととする。文言整理は正副委員長に一任願う。

—全員了—

5 陳情・要望について

- 地球社会建設決議に関する陳情書について

< 堤委員長 >

聞き置く程度でいいか。

—全員了—

6 審議会委員の推薦について

- 亀岡市防災会議委員<総務文教常任委員長> H24, 6.1~2年間

< 堤委員長 >

引き続き委員長が務めることでいいか。

—全員了—

7 その他

- 他都市先進地視察について

< 堤委員長 >

昨日、日程は5月14日から17日の間だと決定した。2泊にするかどうか。行き先はどうか。

< 西村委員 >

受け入れ先の都合にもよるが、被災三県の中で防災計画、ボランティアセンター等の説明について、2泊で視察したい。

< 事務局 >

検討資料配付

< 堤委員長 >

昨年はどこであったか。

< 事務局 >

東京都江戸川区、日野市、静岡県牧之原市

議運で福島県郡山市を視察予定。被災周辺地なら受け入れ可能かと思う。

< 中村委員 >

2回現地支援に行ったが、ボランティアセンターの機能がしっかりしていなければボランティアを活かせられない。地元の人ではなくボランティアの中でリーダーができ、指示をだす。そのあたりを知っておくことは必要。

< 並河委員 >

ボランティアでどんなことをされたか。

< 中村委員 >

土方。家の軒下に入って泥をかき出したり、水路の泥上げ等した。後はがれきが解決しない限り復興は難しい。

< 堤委員長 >

災害時のボランティア対応は当常任委員会の所管としても知っておく必要がある。

被災地を当てることにする。

< 日高委員 >

仙台の方で避難所を運営するのにハグというゲーム感覚で運営することがある。ボランティア拠点、避難所の運営等。避難所体験ゲーム「ハグ」。

< 堤委員長 >

視察である以上、市職員の説明がほしい。

< 事務局 >

当てるのはすべて防災関係でいいか。

< 堤委員長 >

集中的に震災関係で行く。

< 木曾委員 >

災害時の情報伝達が非常に大切。情報伝達の手段、対策、何が必要で問題点はどうかであったのか聴きたい。教育に関しても学校に仮設住宅ができたならグラウンドは使えない。どのようにしたのか、防火水槽は機能したのか等々全般にわたり聴きたい。

< 齊藤副委員長 >

皆さんの意見のとおりでいい。ただ、相手先に迷惑のかからない範囲で願います。

< 堤委員長 >

それでは、5月14日から17日の間で、被災三県のうちで防災関係で。

— 全員了 —

○ 議会報告会でいただいた意見・要望と回答について

< 堤委員長 >

取扱いについて協議願う。

< 堤委員長 >

すべて参考とすることでもいいか。

— 全員了 —

○ 議会だよりの内容について

< 事務局 >

次回の議会だよりの総務文教常任委員会の審査内容について、2～3項目を選んでいただきたい。半ページ程が割り当てられる予定。

< 田中委員 >

補正予算なら、安詳小学校の工事を。

< 木曾委員 >

請願について。

< 田中委員 >

犯罪被害者支援条例について。

< 堤委員長 >

安詳小学校の改築工事、犯罪被害者支援条例はどうか。

< 木曾委員 >

請願はどうか。

< 事務局 >

順位をつけて3項目抽出願う。

< 堤委員長 >

請願 犯罪被害者支援条例 安詳小学校とする。

— 全員了 —

○ 次回月例会の日程、内容について

< 事務局 >

4月4日の全員協議会で暴力団排除条例の説明をいただくが、その前あるいはその後、委員会をもっていただけたらどうか。

< 堤委員長 >

今後の流れはどうなるか。

< 事務局 >

全員協議会で説明いただいた後、パブリックコメントにかける。全員協議会での意見、検察庁との事前協議とのすり合わせがいる。

< 堤委員長 >

4月4日の全員協議会終了後に委員会を開催するので、予定願う。

本日は、これにて閉議する。

15 : 00 閉議